

熊本市口腔保健支援センターの
取組報告について

資料5

熊本市口腔保健支援センターの取組について

1 口腔保健支援センターについて

- ・ 歯科口腔保健の推進に関する法律（平成 23 年法律第 95 号）第 15 条に基づき、熊本市の歯科口腔保健に関する施策を総合的に推進するため設置
- ・ 令和 4 年（2022 年）4 月 1 日健康づくり推進課内に設置
- ・ 4 人の専門職を配置（歯科医師 2 人、歯科衛生士 2 人）

2 取組状況について（センター設置後に変化があったものや新規のものに下線）

- ・ 歯科保健基本計画の進捗管理（健康くまもと 21 推進会議歯科部会の開催や、庁内関係課とのワーキング会議の開催）
- ・ 妊婦歯科健診（所管課替え）、節目年齢歯科健診（事業拡大）などの健診業務
- ・ フッ化物洗口（保育所や小学校）の実施
- ・ フッ化物塗布事業を開始予定（令和 5 年度新規）
- ・ 専門職向け研修会の開催
- ・ 8020 推進員（ボランティア）の育成や活動支援
- ・ 歯科保健データの管理、分析
- ・ 歯と口腔の健康づくりに関する情報発信
- ・ 歯科医師会などの関係団体との協議（機会の増加） など

3 令和 5 年度開始「こどものフッ化物塗布事業」について

こどものむし歯予防対策として、1 歳児歯科健診（フッ化物塗布）、2 歳児フッ化物塗布、2 歳 6 か月児フッ化物塗布を秋ごろ開始予定である。すでに 1 歳 6 か月児健康診査と 3 歳児健康診査にフッ化物塗布を実施しており、継続したフッ化物の応用によるむし歯予防に取り組み、政令指定都市ワースト脱却を目指す。

